

令和5年5月1日

令和5年5月8日以降当面の感染症（新型コロナ）に対する基本的対処方針について

一般社団法人日本高齢者福祉協会
おおみや翔医館
管理者 岩澤 一平

令和5年5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類へ変わります。当施設における、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な対処方針については、以下の通りといたします。

1. 基本対応

- ① 手洗い・手指消毒の徹底
- ② マスク着用は個人の判断となりましたが、業務時間内は屋内外関係なく、職員はマスク着用とします
- ③ マスク着用は個人の判断となりましたが、高齢者施設等での着用は国も推奨しております。デイサービスのお客様にも可能な限り着用を依頼させていただきます。ただし、認知症や疾患その他個別の理由でマスク着用のご協力をいただくことが難しいお客様には、個別のご配慮をさせていただきます。

2. 外出・外食等

- ① 外出時には体調確認を行い、病院や密になる場所にはマスク着用にて外出いただく。
- ② 外出・外食先には混雑する場所を避けてください。飲食店は歓喜の良い所を推奨。
- ③ 少人数単位で密を避けてください。
- ④ 帰設後には、手洗い、うがい、手指消毒を徹底。

3. 面会等

- ① マスク着用にて個室での対面面会は可とします。
- ② 面会前に面会者の方に検温、手洗い、消毒をお願いします。
- ③ 面会時間は1時間以内を目安としてください。
- ④ 人数は3名程度とします。
- ⑤ 面会中の飲食はなるべく避けてください。

4. 理美容サービス

検温、消毒、マスク薬用をお願いします。

5. 外泊

可とします。外泊中体調に変化があった場合は必ず施設にご連絡ください。体調に変化があった場合は施設に戻る前に抗原検査をお願いします。

6. 職員出退勤関連

5類移行後は基本的には季節性インフルエンザの対応と同様になります。濃厚接触の考え方もなくなるため、職員家族が新型コロナに患した場合の職員本人の出勤制限は原則なしとします。その時毎に施設で状況が異なるため、自宅待機を命じるか、抗原検査の実施、N95マスク等対策をしたうえで出勤させるかなど、都度、施設長判断とします。

以上、上記は施設の状況により変更する場合もございますので事前にご了承ください。
なお、本指針は、令和5年4月14日厚生労働省老健局通知等を参考に策定しました。